

令和 6 年度

古殿町社会福祉協議会事業計画

社会福祉法人古殿町社会福祉協議会

令和6年度古殿町社会福祉協議会事業計画

I 基本方針

～みんなでささえあう 笑顔のまち～

(古殿町地域福祉活動計画 基本理念)

近年は、人口減少を背景とする少子高齢化や核家族化、高齢者世帯の増加などを要因として、地域で支え合う力の脆弱化やライフスタイルの多様化などによる家族の機能の低下が問題となっています。更に、今般の新型コロナウイルス感染症により、地域の繋がりはますます薄れるとともに、認知症患者や景気の低迷を背景とした生活困窮者の増加、老々介護の問題、山間地における高齢者の移動や買い物等の孤立の深刻化など様々な福祉・生活課題が顕在化しております。

このような拡大する福祉・生活ニーズに対応していくために個人や家族で解決することを考え対応する（自助）、隣近所等でお互いを助け合う（互助）、地域活動やボランティア等による地域で組織的に支え合う（共助）、行政等が行う公的支援や福祉サービスで解決する（公助）という仕組みを基本としつつ、住民・地域・関係団体・行政などがお互いに連携しながら、地域の多様な課題の解決に必要な仕組みづくりを推進し、町民の誰もが住み慣れた地域で、安心して、自分らしく笑顔で暮らしていくことのできる、「地域共生社会」の実現に向けた、より良い方策を見出していくことが必要となっています。

古殿町社会福祉協議会においては、令和6年度を初年度とする第2期地域福祉活動計画に基づき、住民・地域・関係団体・行政及び事業者等が社会福祉協議会の基本理念である「みんなでささえあう笑顔のまち」をスローガンに、「人間力・地域力・福祉力」を結集して、地域福祉の推進に関わる具体的な活動・行動を積極的に推進し、人間性豊かで思いやりのある明るい社会を実現する力となれるよう努めてまいります。

●令和6年度古殿町社会福祉協議会重点テーマ

- 1) 地域福祉の推進（特にアウトリーチの推進による情報の提供並びに収集）
- 2) 介護予防と関係団体等との連携強化（特に認知症予防対策）
- 3) 日常生活圏域における個別的ケアの推進（特に有償ボランティア制度の立上げ）
- 4) 介護サービス事業の推進
- 5) 法人経営の強化

II 重点テーマの概要

1 地域福祉の推進

- ～住み慣れた地域でいつまでも暮らせる環境づくりの推進～
- ・地域福祉活動の推進
- ・共同募金関係事業の推進
- ・福祉バス運行の充実
- ・ボランティア協力者の拡充とボランティア活動の支援
- ・ふれあい総合相談所の開設

2 介護予防と関係団体等との連携強化

- ～住民の健康保持と安心生活のための中核として～
- ・包括的支援事業の推進
- ・地域における介護予防の取り組みへの支援
- ・認知症支援体制の構築

3 日常生活圏域における個別的ケアの推進

- ～ずっと住みたいと思うまちづくりを目指して～
- ・日常生活圏域の中で生活を支える仕組みづくり
- ・自助・共助（互助）への支援体制づくり
- ・助っ人会（有償ボランティア）による支え合いづくり

4 介護サービス事業の推進

- ～安心と安全・信頼の介護事業の推進～
- ・訪問介護総合事業及び訪問介護事業
- ・介護予防通所介護事業及び通所介護事業
- ・居宅介護支援事業

5 法人経営の強化

- ～経営強化に向けた組織の基盤づくり～
- ・組織運営の効率化と活動基盤の強化
- ・社会福祉法人会計等法制に基づく適正な運営
- ・各般にわたる広報活動と情報の公開
- ・福祉関係団体との連携
- ・事業基金・国県等補助金の活用
- ・福祉人材の育成支援

III 重点テーマの事業詳細

1 地域福祉の推進

～住み慣れた地域でいつまでも暮らせる環境づくりの推進～

- ・地域福祉活動の推進
- ・共同募金関係事業の推進
- ・福祉バス運行の充実
- ・ボランティア協力者の拡充とボランティア活動の支援
- ・ふれあい総合相談所の開設

重点事項	目的・事業概要	具体的な事業
地域福祉活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者、障がい者、生活困窮者等に対し福祉・生活に関する相談と支援を行う。 ・アウトリーチを推進し、地域住民の様々な生活課題の対応のための各種支援を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・アウトリーチによる情報の提供及び収集並びに支援 ・相談支援事業（月～土曜日対応） ・日常生活自立支援事業 ・福祉機器・車両等の貸出し ・低所得者援助資金等貸付 ・在宅介護者支援事業 ・ひとり暮らし高齢者自立支援事業
共同募金関係事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の一人ひとりが助け合い住みよい社会とするために、共同募金運動・歳末たすけあい運動の普及と推進を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・赤い羽根共同募金 ・法人等募金 ・歳末たすけあい運動 ・義援金の募金活動
福祉バス運行の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者等の交通弱者に対し、福祉バスの定期的運行により社会活動を支援する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・町内7コース（1日2コース）を定期運行 ・月～金曜日運行（祝祭日を除く）
ボランティア協力者の拡充とボランティア活動の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア講座の開催による協力者の拡充を図る。 ・ボランティアニーズの把握とコーディネート機能の充実を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・一人暮らし高齢者への傾聴 ・配食サービス事業（毎週木曜日） ・ボランティア団体の情報交換 ・災害時ボランティアセンターの設置・運営・機材等の整備
ふれあい総合相談所の開設	<ul style="list-style-type: none"> ・町民の日常生活上のあらゆる相談に応じ、適切な助言援助を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・偶数月の第1火曜日、年6回開催（会場：コスモス荘） *心配ごと相談員、人権擁護委員、行政相談員、弁護士が対応

2 介護予防と関係団体等との連携強化

～住民の健康保持と安心生活のための中核として～

- ・包括的支援事業の推進
- ・地域における介護予防の取り組みへの支援
- ・認知症支援体制の構築

重点事項	目的・事業概要	具体的な事業
包括的支援事業の推進	・住民の心身の健康保持と生活の安定のために必要な援助支援を行う。	・総合相談事業（月～土曜日対応） ・権利擁護事業（成年後見制度の活用促進、高齢者虐待の対応など） ・包括的・継続的ケアマネジメント事業（医療機関等との連携体制の構築など） ・地域ケア会議の開催
地域における介護予防の取り組みへの支援	・介護予防サービスの適切な利用の促進を図るための連絡と調整等を行う。 ・地域における介護予防活動への支援を行う。	・介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント事業 ・一般介護予防事業 ・生活支援体制整備事業 *生活支援コーディネーター
認知症支援体制の構築	・認知症になっても住み慣れた地域で生活できるよう必要な支援を関係機関との連携と協働により行う。	・認知症ケア推進事業 *認知症地域支援推進員 *認知症初期集中支援チーム員 *認知症カフェ開催（オレンジカフェ） *認知症サポートー養成講座開催等

3 日常生活圏域における個別的ケアの推進

～ ずっと住みたいと思うまちづくりを目指して～

- ・日常生活圏域の中で生活を支える仕組みづくり
- ・自助・共助（互助）への支援体制づくり
- ・助っ人会（有償ボランティア）による支え合いづくり

重点事項	目的・事業概要	具体的な事業
日常生活圏域の中で生活を支える仕組みづくり	・地域コミュニティの醸成を図り、協働のまちづくりを推進する。	・福祉コミュニティづくり ・地域サロン活動への支援 ・保健師、作業療法士等が地域に出て健康指導 ・生活支援コーディネーター活動
自助・共助（互助）への支援体制づくり	・子どもからお年寄りまで、隣近所で温かく見守ろうとする地域の支えあいへの意識付けを推進する。 ・誰もが安心して生活できる地域での居場所づくりを推進する。	・ゴミ出し ・送迎等の助け合い ・見守り支援 ・声掛け支援 ・ファミリーサポートセンターの運営
助っ人会（有償ボランティア）による支え合いづくり	・暮らしの中のちょっとした困りごとを地域でお手伝いする有償ボランティア活動を推進する。	・ゴミ出し ・簡易な掃除 ・電球の交換 ・買い物代行 ・ストーブの灯油補充 ・雪かきなど ＊10分 100円

4 介護サービス事業の推進

～ 安心と安全・信頼の介護サービス事業の推進～

- ・訪問介護総合事業及び訪問介護事業
- ・重度訪問介護サービス障がい者への「居宅介護」
- ・介護予防通所介護事業及び通所介護事業
- ・居宅介護支援事業

重点事項	目的・事業概要	具体的な事業
訪問介護総合事業及び訪問介護事業	<ul style="list-style-type: none">・介護保険制度に基づく訪問介護事業を適正に実施する。・年末年始を除き全日営業	<ul style="list-style-type: none">・ケアプランに基づき入浴、排せつ、食事の介護、その他生活全般にわたる援助を行う。・複数の機能を併せ持つ介護事業所の長所を生かし、各専門職が連携して適切なケアを実践する。
重度訪問介護サービス障がい者への「居宅介護」	<ul style="list-style-type: none">・障害者自立支援法に基づく重度訪問介護・居宅介護を適正に実施する。	<ul style="list-style-type: none">・介護給付の支給決定を受けた方を対象として、ケアプランに基づき身体介護、生活援助を行う。
介護予防通所介護事業及び通所介護事業	<ul style="list-style-type: none">・介護保険制度に基づく通所介護事業を適正に実施する。・1日当たりの平均利用者29人以上を目標とする。	<ul style="list-style-type: none">・ケアプランに基づき入浴、排せつ、食事の介護、その他生活全般にわたる援助及び機能訓練を行う。
居宅介護支援事業	<ul style="list-style-type: none">・介護保険制度に基づく居宅介護支援事業を法令及び契約に基づき適正に実施する。・介護支援専門員 5人体制 *1人当たり35件対応	<ul style="list-style-type: none">・常に利用者の立場に立って公正公平なケアプランを作成する。・関係市町村及びサービス提供事業者との綿密な連携を図る。

5 法人経営の強化

～ 経営強化に向けた組織の基盤づくり～

- ・組織運営の効率化と組織体制・活動基盤の強化
- ・社会福祉法人会計等法制に基づく適正な運営
- ・各般にわたる広報活動と情報の公開
(古殿町社協ホームページ <http://www.furushakyo.jp>)
- ・福祉関係団体との連携
- ・事業基金、国・県等の補助金活用
- ・福祉人材の育成支援

重点事項	目的・事業概要	具体的な事業
組織経営の効率化と組織体制・活動基盤の強化	<ul style="list-style-type: none">・開かれた法人運営と、組織・事業・財務の効率的な経営を行う。・人材の育成と組織力の向上を図る。	<ul style="list-style-type: none">・理事会及び評議員会の運営・監事会の開催・社協会員の加入促進・法人経営、事業運営の強化・職員の研修、能力開発の充実
社会福祉法人会計等法制に基づく適正な運営	<ul style="list-style-type: none">・社会福祉法人として、統一基準に基づいて適正な運営を行う。	<ul style="list-style-type: none">・効率的な運営と会計管理の適正化を推進する。
各般にわたる広報活動と情報の公開	<ul style="list-style-type: none">・わかりやすいタイムリーな情報発信と情報公開制度の適切な運用を図る。	<ul style="list-style-type: none">・社協だより「コスモス」の発行・ホームページ・SNS等による情報発信及び情報公開
福祉関係団体との連携	<ul style="list-style-type: none">・地域の関係団体と連携し地域福祉のネットワークを構築する。	<ul style="list-style-type: none">・近隣の福祉法人やボランティア連絡協議会等との連携強化・多職種連携会議の開催
事業基金、国・県等補助金の活用	<ul style="list-style-type: none">・事業基金、国・県補助金等の活用による事業を推進する。	<ul style="list-style-type: none">・車両整備や地域福祉活動への活用
福祉人材の育成支援	<ul style="list-style-type: none">・介護技術研修会の開催や福祉資格取得への支援を行う。・障がい者が利用する障がい福祉サービスの内容や利用量を計画する。	<ul style="list-style-type: none">・研修への参加、資格取得合同研修会参加者を支援する。・障がい者相談支援（障がい者ケアマネジメント）従事者養成研修を受講する。